

分野	具体的施策等
<p>1. 基盤的保険者機能の盤石化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健全な財政運営                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</li> <li>・今後、先行きが不透明な協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</li> </ul> </li>   <li>○ 業務改革の実践と業務品質の向上                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務量の多寡や優先度に対応するため、職員の業務処理の多能化を進め、業務処理体制を強化することで生産性の向上を図る。また、電子申請に対応した業務処理体制を構築する。</li> <li>・業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な業務処理を実施する。また、支部内において個々の業務指導を行い、より一層職員の意識改革を促進する。</li> <li>・自動審査状況等を分析し、事務処理の効率化を図る。</li> </ul> </li>   <li>② サービス水準の向上                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。また、平均所要日数7日以内を維持する。</li> <li>・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、電子申請を促進する。電子申請の促進に向けて、特に、健康保険委員及び社会保険労務士会等に積極的な働きかけを行う。</li> <li>・加入者・事業主からの相談・照会に迅速に対応できるようコールセンターが拡充されることに伴い、コールセンターと連携し支部の受電体制を強化するとともに、相談業務の標準化や品質向上を推進する。</li> <li>・外国語対応希望の電話や窓口による相談において、コールセンターの多言語化対応を活用する。</li> <li>・お客様の声を業務に反映させ、更なる加入者サービスの向上に取り組む。</li> <li>・マイナ保険証の問い合わせに対応する体制を整え、加入者の利便性の向上を図る。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

- KPI : 1) サービススタンダードの達成状況を 100%とする
- 2) サービススタンダードの平均所要日数 7 日以内を維持する。
- 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする。

### ③ 現金給付等の適正化の推進

- ・業務マニュアルに基づき、日本年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実にし、傷病手当金と障害年金等との適切な調整を実施する。
- ・現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、保険給付適正化PTにおいて内容を精査し、支給の可否を再確認する。また、必要に応じ事業主への立入検査を実施する。
- ・海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。
- ・柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施する。また、不正が疑われる施術者は、地方厚生局へ情報提供を行う。
- ・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回な施術の適正化を図るため、加入者及び施術者へ施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。
- ・被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した事前調査により対象者を絞り込み、加入者・事業主の負担軽減を図り、効果的に実施する。また、未提出事業所への被扶養者状況リストの提出勧奨を強化し確実に回収して、被扶養者再確認を徹底する。
- ・これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、業務の正確性と迅速性を高めるために勉強会等を実施する。また、適用徴収及び年金給付等の知識の向上を図る。

### ④ レセプト内容点検の精度向上

- ・「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、システムを最大限に活用した点検を実施する。また、毎月、自動点検マスタを精緻に更新し、効果的かつ効率的な点検を実施する。
- ・社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等により点検員のスキルアップを図るとともに、内容点検効果の高いレセプトを重点的に点検する。
- ・社会保険診療報酬支払基金との協議の場においては、点検員全員で検討した疑義について協会の知見を提示し協議する。
- ・外部講師を活用した研修や勉強会等により、点検員のスキルアップを図り、内容点検の査定率の向上を目指す。

・資格点検および外傷点検について、マニュアルに基づいた点検を実施する。また、システムを最大限に活用し、効果的かつ効率的な点検を実施する。

■ KPI：1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする

（※）査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額

2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする

⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

・「債権管理・回収計画」を策定・実践し、確実な回収に努める。

・発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、早期回収に向けた取組を着実に実施する。

・早期回収に努めるため、保険者間調整を積極的に活用するとともに、未納者に対しては早期の段階から弁護士等と連携した催告及び法的手続きを実施する。

・債権ごとに担当者が進捗管理を行い、債権回収対策会議において確認する。

・オンライン資格確認を有効に活用させるため、事業主からの加入者の資格関係の早期かつ適正な届出について、日本年金機構と連携し、周知広報を実施する。

■ KPI：返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする

○ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

① マイナ保険証による保険診療の周知徹底

・マイナ保険証について、加入者・事業主にマイナ保険証の制度の概要メリットなどの広報を行う。

・マイナンバーが未登録の加入者に対して、事業主を通じたマイナンバー登録勧奨を実施し未収録者の登録を進める。

・マイナンバーは登録されているが、協会保有の情報と住民基本台帳上の情報と一致しない加入者に対して効果的な本人照会を実施し正確なマイナンバーの収録を行う。

② 電子申請等の推進

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から、2026（令和8）年1月にスタートした電子申請について、利用率向上のため加入者・事業主及び関係団体等に対して積極的な広報を行う。特に、健康保険委員及び社会保険労務士会については、利用率向上に大きく貢献することから、より一層の働きかけを強化する。</li> </ul> <p>③ DX を活用した事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被扶養者資格の再確認について、マイナンバーの活用により、確認対象者を絞り込み、効果的かつ効率的に実施する。</li> <li>・マイナポータル等のデジタル化の進展に伴い、これまで加入者に一括送付していた「医療費のお知らせ」については、加入者からの申請による送付する方法へ見直す。</li> </ul>
<p>2. 戦略的保険者機能の一層の発揮</p>	<p>○ データ分析に基づく事業実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。</li> <li>・地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を検討する。</li> </ul> <p>◆ 支部独自事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費・健診データ等を活用した市町毎の分析の実施</li> </ul> <p>○ 健康づくり</p> <p>① 保健事業の一層の推進</p> <p>i) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、支部ごとに策定する第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」、「支部別スコアリングレポート」や「企業健康カルテ」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。</li> <li>・なお、6か年間計画である第3期保健事業実施計画の前半最後の年度であることから、終了時点（2029（令和11）年度末）</li> </ul>

で6年後に達成する目標（健康課題を踏まえた検査値等の改善目標）を確実に達成できるよう中間評価を行い、後半期（2027（令和9）～2029（令和11）年）の実行計画をより実効性の高い計画とする。

■ 6年後に達成する目標

- ・ 高血圧（収縮期血圧）の平均値を3mmHg減少

【 2022（令和4）年度 127mmHg → 2029（令和11）年度 124mmHg 】

ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備

- ・ 保健事業を担う専門職たる保健師の複数名体制を構築・維持するため、計画的かつ継続的な採用活動を実施する。
- ・ 保健師及び管理栄養士を中心とした人材の更なる資質向上を図るため、支部保健師は本部主催の全国研修やブロック単位による研修等に積極的に参加し、それらを通じて得た知識や技術を生かして保健事業に取り組む。
- ・ 契約保健師及び管理栄養士が担うべき新たな役割を踏まえて、特定保健指導はもとより、支部の実情に応じて必要な保健事業の取組を進める。

② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

- ・ 被保険者に対する生活習慣病予防健診（特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの）について、20・25・30歳の若年者への対象拡大に加え、人間ドック健診の創設も踏まえ、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。また、人間ドック健診の創設を契機として、健診機関数の拡大や各健診機関における協会加入者の受け入れ拡大に向けた働きかけも促進する。
- ・ 被扶養者に対する特定健診について、実施率の向上を図るため、市町とのがん検診との同時実施等の連携を図るとともに、無料のオプション健診を活用し集団健診を実施する。
- ・ 事業者健診データの取得について、電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データの取得を推進するとともに、事業主・健診機関・協会（3者間）での提供・運用スキームのもとで、40歳未満も含めた事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会に提供されるよう、関係団体等と連携し、事業主へのアプローチを強化する。
- ・ 健診体系の見直しとして2027（令和9）年度に実施する、被扶養者を対象とした生活習慣病予防健診及び人間ドック健診等について、円滑に実施できるよう準備を進める。

◆ 支部独自事業

- ・生活習慣病予防健診実施機関の不足地域における集団健診（被保険者）
- ・協会主催の集団健診（とくとく健診）（被扶養者）
- ・コラボ健診（市町がん検診と特定健診の同時実施）（被扶養者）

■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：179,576人）

- ・生活習慣病予防健診 実施率 62.7%（実施見込者数：112,595人）
- ・事業者健診データ 取得率 13.6%（取得見込者数：24,423人）

■ 被扶養者（実施対象者数：41,450人）

- ・特定健康診査 実施率 37.6%（実施見込者数：15,586人）

■ KPI：1）生活習慣病予防健診実施率を62.7%以上とする

2）事業者健診データ取得率を13.6%以上とする

3）被扶養者の特定健診実施率を37.6%以上とする

③ 特定保健指導実施率及び質の向上

i）特定保健指導実施率の向上

- ・2022（令和4）年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。
- ・健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。
- ・人間ドック健診の創設をはじめとした健診体系の見直しを契機とし、特定保健指導実施率が高い健診機関における創意工夫を記載した事例集等を活用し、特定保健指導の一層の実施率向上や健診機関の拡大を図る。
- ・質を確保しつつ外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施を

より一層推進するとともに、特定保健指導の早期実施に向けて、健康意識が高まる健診当日の働きかけを拡充する。

・特に、人間ドック健診において健診当日に特定保健指導の対象に該当した者については、着実に特定保健指導の実施に繋げる。

#### ii) 特定保健指導の質の向上

・第4期の特定保健指導における「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲2cm・体重2kg減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲1cm・体重1kg減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進する。

##### ■ 被保険者（特定保健指導対象者数：26,308人）

・ 特定保健指導 実施率 25.4%（実施見込者数：6,683人）

##### ■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：1,279人）

・ 特定保健指導 実施率 23.4%（実施見込者数：300人）

##### ■ KPI：1）被保険者の特定保健指導実施率を25.4%以上とする

2）被扶養者の特定保健指導実施率を23.4%以上とする

#### ④ 重症化予防対策の推進

・血圧、血糖、脂質等に着目した未治療者の他、胸部エックス線の検査項目において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関の受診が確認できない者に対する受診勧奨を実施する。

・未治療者に対して特定保健指導等の機会を活用し、早期受診の重要性について周知徹底を図る。

・従業員が治療を放置するリスクへの認識を深めるため、事業主に対し、関係団体や労働局等との連携を通じて意識の醸成を図る。

・糖尿病性腎症重症化予防事業について、加入者のQOLの維持及び医療費適正化の観点から、人工透析につながる要因となる糖尿病性腎症に対する受診勧奨を実施する。

◆ 支部独自事業

- ・ 健診機関から要治療対象者への受診勧奨（健診直後の早期における勧奨）
- ・ 事業主による未治療者の医療機関への受診勧奨

■ KPI： 血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする

（※）胸部エックス線の検査項目に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く

⑤ コラボヘルスの推進

- ・ 健康宣言について、健康宣言事業所（以下「宣言事業所」という。）数の拡大とともに、宣言事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス及びコンテンツの標準化（事業所カルテの活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を図り、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。
- ・ 山口県が実施する「やまぐち健康経営企業認定制度」と連携し、認定による知事表彰等の特典を活用した健康宣言事業所における健康づくりを推進する。
- ・ 地方自治体等と連携した取組について、県や市町の健康増進計画等も踏まえ推進する。
- ・ 中小企業における健康づくりを推進するため、商工会議所等との連携した取組を推進し、健康づくりの取組の充実を図る。
- ・ 若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（血圧リスク対策・代謝リスク対策等）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチ等を検討・実施する。
- ・ 産保センター等の関係機関と連携し、メンタルヘルス等の事業所における取組を推進する。

◆ 支部独自事業

- ・ 地方自治体等と連携したイベントでの健康教育ブースの出展
- ・ 山口県歯科医師会と連携した歯科健診
- ・ 高血圧対策に関する周知

■ KPI：健康宣言事業所数を1,800事業所（※）以上とする

（※）標準化された健康宣言の事業所数

○ 医療費適正化

① 医療資源の適正使用

i) ジェネリック医薬品の使用促進

・山口支部のジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）は2025年3月診療分で90.1%と80%以上の水準に達していることから、この使用割合を維持・向上できるよう、データ分析に基づき重点的に取り組む地域や年齢層を明確にした上で、地域の実情に応じた使用促進に取り組む。

・加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、広報等に取り組むとともに、医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、その導入状況等を踏まえた検討を行う。

ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進

・国の方針（※1）を踏まえ、2024年度パイロット事業の取組結果をもとに、バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。

（※1）「2029年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にするを目指す」

iii) 上手な医療のかかり方

・医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて加入者への周知・啓発を図る。

■ KPI：1) ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で対前年度以上とする

（※）内科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする

② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信

・地域医療構想調整会議等、各種協議会へ参画し医療費等分析結果に基づく意見発信を行う。

	<p>③ インセンティブ制度の広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種セミナーや広報誌、メールマガジン、地域・職域連携推進協議会等を活用し、インセンティブ制度の仕組みや意義を理解し事業主・加入者の行動変容を促す広報を実施する。</li> </ul> <p>○ 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者及び事業主目線に立った分かりやすい広報を実現する。</li> <li>・SNS（LINE）やけんぽアプリ、二次元コードを活用したホームページへの誘導と分かりやすいランディングページを作成する。</li> <li>・経済3団体や山口県保険者協議会等と連携した健康情報提供によるヘルスリテラシーを向上する。</li> <li>・支部加入者の医療費や健診結果の特徴および対策等に関する情報を提供する。</li> <li>・健康保険委員への情報提供やセミナー等の実施および委嘱者数を拡大する。</li> </ul> <p>◆ 支部独自事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山口県保険者協議会と連携し、山口県公式「やまぐち健幸アプリ」の普及啓発による運動習慣等健康意識の向上</li> </ul> <p>■ KPI：1）全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を69.0%以上とする  2）SNS（LINE公式アカウント）を運用し、毎月2回以上情報発信を行う  3）健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする</p>
3. 組織・運営体制関係	<p>○ 組織の適切な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、全員参加型の組織づくりに向けて職員同士の意見交換や情報交換の機会づくりに積極的に取り組み、課題の把握力及び解決力の強化に努める。</li> <li>・管理職による定期的な面談等によりコミュニケーションの向上を図り、風通しのよい職場づくりを推進する。</li> <li>・リスクの発生の抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等の取組を進める。</li> </ul>

・定期的なリスク管理委員会の開催を通じて個人情報保護管理体制やコンプライアンスの推進等について検討を行い、各々の課題に即した取組を実施する。

・協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。

○ 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成

・保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、また、OJTの実践および支部の実情に応じた効果的な研修を実施する。

・課題等に応じた独自研修を行うほか、受講者参加型のオンライン研修やeラーニングにより多様な研修機会の確保を図る。また、通信教育講座による自己啓発を推進する。

○ 費用対効果を踏まえたコスト削減等

・サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や全国一括入札、消耗品の発注システム活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。

・調達に当たって、少額随意契約の基準額を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。

・更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。

・また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする